



平成 25 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 市光工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 オードバディ アリ  
(コード番号 7244 東証第 1 部)  
問合せ先 経営企画室長 新 宅 大 器  
(電話 : 0463-96-1442)

### **定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 83 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

取締役および監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるよう、また社外取締役、社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、取締役および監査役の責任を会社法が定める範囲で免除できる旨の規定、並びに社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（定款第 28 条および第 38 条）。なお、取締役の責任免除の規定（定款第 28 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 26 日

以 上

【別紙】

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第28条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (取締役の責任免除)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (監査役の責任免除)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

以上